

校内サポートルーム支援員の募集について

1. 募集について

教育委員会事務局児童生徒課では、校内サポートルーム等において、児童生徒一人一人の学習補助等を行い、社会的自立に向けた支援を行うため、会計年度任用職員（校内サポートルーム支援員）として神戸市立小・中学校、義務教育学校で勤務していただける方を募集します。あらかじめ希望する勤務地や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件の中から選考し、任用します。

2. 業務内容

- ・校内サポートルームでの支援全般および環境整備
- ・校内サポートルームにおける児童生徒の学習補助
- ・校内サポートルームにおける児童生徒のコミュニケーション能力向上の支援
- ・不登校傾向のある児童生徒への支援
- ・生徒指導上および不登校支援において必要な情報共有と記録
- ・その他、校長が必要と認める学校運営上の対応

3. 応募資格

- ・教員免許は不要
- ・学生については不可
- ・以下の地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は登録不可
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

（連続4回まで、最長5年）

5. 勤務条件等

（1）報酬

時給：1,491円

（2）諸手当等

通勤手当支給、期末手当不支給

（3）勤務時間

週あたり4時間、8時間、12時間、16時間、19時間、20時間のいずれかを勤務時間の基本とし、年間161時間、322時間、483時間、644時間、805時間をそれぞれ上限とした年間の所定勤務時間を超えない範囲で、1週間あたりの勤務日数と1日あたりの勤務時間を割り振るものとします。

※上記、年間の所定勤務時間は、4月から任用された場合のものであり、任用月数に応じて異なります。

（4）休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち勤務校から指定された日

（5）休暇

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市立小・中学校、義務教育学校

(7) 福利厚生

労働者災害補償保険

健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金、雇用保険

※一定の要件を満たす場合に参加

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業等への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

※人材派遣制度の適用を受けている者の兼業は基本的にはできません。（派遣会社に要確認）

6. 選考方法

- ・学校支援員の登録者の中から、必要に応じて条件に合う方を選考し、面接を実施して合格者を決定します。

※登録していただいても、希望する勤務地や勤務時間等の理由から、登録期間中に連絡がない場合がありますので、ご了承ください。

7. 登録方法

- ・市HP（教育人材センターのページ）や右記の二次元コードから登録、もしくは学校支援員登録書を教育人材センターに持参してください。

「学校支援員（校内サポートルーム支援員含む）」登録フォーム↓

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/a6c5e66d528f3511721d6efd7366ce5412df2fc52a1deff5dae67fd6124ef4fe>

※教育人材センターに来られる際には、事前に必ず連絡してください。

（面談の連絡先・学校支援員登録書の提出先）

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドセンタービル

ハーバーセンター4階 教育人材センター 電話(078)984-0741

※平日 9:00～16:00（12:00～13:00を除く）

※学校支援員登録書は、市HP（教育人材センターのページ）からダウンロードできます。

学校支援員
登録フォーム



8. その他

- ・応募資格がないこと、または提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法および神戸市保有個人情報の適正な管理に関する対策基準に基づき、厳正に取扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。
- ・任用希望登録の有効期間は申込日から3年間です。登録内容を変更したい場合、登録を延長したい場合は、学校支援員登録書を再度提出してください。